

業務委託補足説明(想定質問及び回答)

仕様書	質問事項	回答
P1 I.7.実施体制(4)	業務の再委託について、試料採取及び分析の一部を再委託することは可能か。	一部の業務であれば可とする。なお、業務の一部を再委託する場合は、本市の承認が必要とする。
P4 II.1.公共用水域(1)イ.	干潮時とは、満潮から干潮へ向かう(下げ潮)時に採取するのか。	干潮時刻が深夜等になる場合は、本市と協議の上、高川の神崎川合流部は基準点・準基準点とは別日の干潮時刻に採取可とする。
P4 II.2.地下水(1)ウ.	南吹田地域の地下水汚染地区調査について、「使用する車両台数は、調査日あたり2台とする。」とあるが、処理施設に搬入する車両が、2台であれば、使用する車両台数を増やしても良いか。	可とする。 ただし、貸与可能な本市所有の余剰水回収用具(300Lタンク)は2個である。
P4 II.2.地下水(1)ウ.	道路上のマンホール内の地下ピットでの作業は、市職員が立会いするか。	市職員が立会いする。
P4 II.2.地下水(1)ウ.	地下ピット内での作業は、送風機が必要な酸素・硫化水素濃度か。	地下ピット内での作業では、送風機の使用が必要である。
P5 II.3.事業所(1)ウ.	水質事故等の緊急時の水質分析は、2時間後に実施するなど、急な対応は無いのか。	急な対応は想定していないが、I.7.実施体制(4)のとおり、夜間休日を除き、本市が受注者に連絡してから24時間以内に採取した試料を受け取り、速やかに分析できる体制を整えておくこととしている。
P5 II.3.事業所(1)	立入検査の年間予定が決まっているか。また、検査日の2週間程度前には日程調整の連絡はあるか。	立入検査は、計画的に実施しており、検査日については、立入検査の概ね2週間前までに本市と受注者で協議の上、決定することを想定している。
P6 II.3.事業所(4)	「試料採取から8営業日以内に速報、試料採取から12営業日以内に報告書を提出すること。」とはあるが、受注者の営業日の日数か(同 p.10、p.12)。	原則、本市の営業日日数とする。ただし、8月10日～14日の期間は営業日日数に含まないものとする。

<p>P6 II.4. ダイオキシン類(1)</p>	<p>本市の指定する調査時期とは、河川は基準点の府下統一日である 8 月 4 日か。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>P9 2. 調査方法 (1)ア</p>	<p>「雨天等による中止は、原則、当日の朝、本市が判断する。」とあるが、試料採取日が雨天等の予報となっている場合は、受注者から前日に延期を申し出てもよいか。 (同 p.12)</p>	<p>前日の判断も含め、中止の判断は本市が行う。</p>
	<p>別表 2 公共用水域に関する「透視度 JIS K 0102-1 8」は、30cm(度)までの測定か。</p>	<p>そのとおり。</p>
	<p>別表6 地下水に関する「透視度 JIS K 0102-1 8」は、30cm(度)までの測定か。</p>	<p>そのとおり。</p>